

河合町自転車乗車用ヘルメット購入助成

ヘルメットの購入費の2分の1を助成します (消費税込・送料を除く)

※ ただし、助成金額の上限を3,000円とし(1円未満切り捨て)、助成金は振り込みです。

1. 助成対象

河合町の住民基本台帳に登録されている方

※ 18歳未満の方が使用する自転車ヘルメットについての助成対象者はヘルメットを購入した町内在住の父母・祖父母

2. 申請期間

① ヘルメットの購入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入
(前年度の事業で助成を受けた方を除く)

② 申請の期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
※ 予算がなくなり次第終了



3. 申請方法

① 提出書類等

◇ 「河合町自転車乗車用ヘルメット購入助成金交付申請書兼請求書」

◇ ヘルメット購入時のレシート・領収書・納品書等の書類

※ ネット購入の際、領収書がない場合は、購入年月日・購入金額等が確認できるメールや画面を印刷した書類

◇ 印鑑

② 助成金振込先の指定

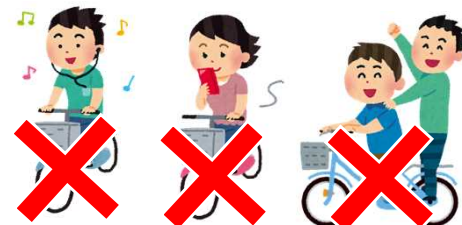
振り込み先は、上記1記載の助成を受けることができる方名義の預金口座を指定して下さい。



自転車は免許がなくてもドライバー 自転車の交通反則通告制度 (令和8年4月1日から)

交通反則通告制度とは？

一定の違反行為をした際、期間内に反則金を納付すれば裁判を受けないで事件が終結される制度です。(いわゆる青切符処理)
……反則金を期日内に納めると終結(前科なし)



●取締の対象 16歳以上の自転車利用者

●違反行為の例と反則金額

警察官の警告に従わない、交通の危険に直結する行為は取締りの対象です！



スマホ使用	12,000円	・ 信号無視	6,000円
車道の右側通行	6,000円	・ 無灯火	5,000円
一時不停止	5,000円	・ イヤホン使用	5,000円
二人乗り	3,000円		

交通ルールとマナーを守りましょう

右側通行(逆走)は危険

「右側通行」は、見通しの悪い交差点やカーブで車の運転手から見落とされやすく、対面走行になるのでお互いを認識できる距離が短くなり事故回避行動がとりにくく大変危険です。



自転車保険に加入しましょう

自転車による交通事故で高額な賠償請求事案が発生しています。奈良県では条例で「自転車損害賠償責任保険への加入」が義務付けされています。



歩道は歩行者の道路です

自転車は「車道通行が原則」です



例外で歩道通行できる場合あり

- 歩道に「自転車歩行者専用」の標識が立っている
- 13歳までの子供・70歳以上の高齢者 身体障害者の方
- 上記以外の方で車道走行が工事や路上駐車等で困難なとき



歩道通行での注意

「車道寄り」を通行

歩行者の妨害になりそうなときは、「一時停止」するか、降りて押して通行しましょう。



自転車の交通事故の約75%が自転車側にも法令違反があります。正しいルールを実践しましょう！

自転車の交通ルールは、このQRコードから、奈良県警のホームページで見ることができます。

